

共同申請における販売事業者の責任について

- 販売事業者は、交付規程、省力化製品販売事業者登録要領等の定めるところにより、当該事業者が製品を提供する中小企業等と共同で本補助金の交付申請を行い、申請及び事業実施等に係る各種サポートを行う責務が生じます。
- 不正等が発生した場合は、販売事業者にも責任が問われる場合があります。

販売事業者の責任が問われる場合（一例）

- 立入調査を正当な理由なく拒否した場合
- 虚偽の申告や補助金のキックバック等、悪質な不正行為が発覚した場合



販売事業者の登録取消、販売事業者名等の公表、共同で行われている交付決定の取消しを行う場合があります。販売事業者に補助金の返還が命じられる場合もあります。

販売事業者は免責される場合（一例）

- 中小企業等の倒産など、販売業者に瑕疵がない事象が発生した場合
- 販売事業者の瑕疵がない不正等が発覚した場合（販売事業者の認知しないところで転売が行われた場合等）
- 中小企業等の事情により、労働生産性の向上目標が未達である場合
- 中小企業等の怠慢により、実績報告・効果報告等の行為が行われない場合
- 中小企業等の故意・過失により、意図的に省力化製品を未使用で放置していた場合

上記はあくまで一例です。
ホームページに掲載の省力化製品販売事業者登録要領、よくあるご質問等をご確認のうえ、事務局コールセンターまでご相談ください。